beat オプション利用約款

第１条 (目 的)
本約款は、ちよだプラットフォームスクウェア通信施設・設備利用約款に基づき、通信サービスを利用する利用者が、その提供期間中に beat オプションサービス(以下本サービスという)を利用する場合に適用します。

第２条 （定義）
本約款において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。
(1) beat/basic とは、富士ゼロックス株式会社が提供するオールインワンのネットワーク接続サービスを意味します。
(2)「ソフトウェア」とは、本約款にもとづき当ビルが利用者に提供する当ビル所定のコンピューター・プログラムを意味します。
(3) PC とは、利用者が使用するパーソナル・コンピューターを意味します。
(4) ISP とは、インターネットへの接続サービスを提供する団体または事業者を意味します。

第３条 （本サービスの内容）
1. 当ビルが提供する beat オプションのサービス内容は次のとおりとします。
(1) beat/basic により提供されるウィルス定義ファイルの更新。
(2) beat/basic により提供される次の機能等。
① ファイアウォール機能
② IP アドレスの自動割り当て
③ グループの責任者およびメンバーの変更
④ メーリングリストの責任者およびメンバーの変更
⑤ 共有フォルダーの責任者およびアクセス権の変更
⑥ メール送受信およびメールのウイルスチェックならびにウイルス感染メールの破棄
⑦ ファイルダウンロード時のウイルスチェックおよびウイルス感染ファイルのダウンロード停止
⑧ ホームページ作成ツールの提供
(3) 当ビルは、当ビルが指定する連絡先（以下、コンシェルジェという）において、利用者の質問に対し助言等を行います。ただし、利用者の質問等は、利用者が本契約で選択した beat/basic およびそのオプションサービスの範囲に限るものとします。
(4) beat オプションに障害が発生した場合、当ビルは利用者の要請にもとづき障害復旧を試みます。
(5) 当ビルが前２号のサービスを利用者に提供する時間帯は、平日 10 時から 17 時まで（但し施設が別に定める休館日等を除く）とします。
2. リモートアクセスサービスに関して、当ビルが提供する内容は次のとおりとします。
(1) 利用者は、beat オプションサービスに LAN 接続していないＰＣ（以下、外部ＰＣという）からインターネットを介して beat オプションサービスにアクセスし、次のことを行うことができます。
① beat オプションサービスのメールサービスの利用
② beat オプションサービスの共有フォルダの利用
③ beat オプションサービスの WWW サービスのアクセス
④ beat オプションサービスに接続する機械装置にアクセスし、プリンターへの印刷指示、WWW サービスへのアクセス、ファイルサービスへのアクセス
(2) 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
① リモートアクセスサービス用に当ビルが利用者に提供する接続ツール（以下、接続ツールという）を不特定多数がアクセス可能な状態にすること。
② 利用者が指定した beat/basic の利用者以外に、接続ツールを配布すること。
③ beat/basic の利用者に、リモートアクセスサービスを利用する目的以外で接続ツールを配布すること。
④ 接続ツールのリバースエンジニアリング、接続定義ファイルの解析を行うこと。
⑤ リモートアクセスにより beat-box と接続されている外部 PC を LAN に接続し、当該 LAN に接続されている他の機械装置のゲートウェイとして外部 PC を利用すること。
3.初期登録作業
(1) 当ビルは利用者に対して次の初期登録作業を行います。
① アカウントの登録
② グループの登録
(2) 本項の初期登録作業には、次の作業は含まないものとします。
① クライアント PC の設置および環境設定
② LAN の構築や配線

第４条 (提供条件)
当ビルが本サービスを提供する条件は次のとおりとします。
(1) 本サービスで利用するブロードバンド回線、ダイヤルアップ接続回線等の通信回線および ISP の提供品質等については、当ビルは責任を負いません。
(2) 当ビルは、本サービスの IP アドレスを利用者に開示しないものとします。
(3) 利用者は beat-box で受信したメールを他のメールサーバーに転送することができないものとします。
(4) 次のいずれかの事由に該当する場合、当ビルは本サービスの提供義務を免れるものとします。
① 当ビル所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用に起因する故障・障害
② 火災,風水害,地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障・障害
③ 利用者が作成したコンピューター・プログラムおよびデータの復旧，利用者が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧

第５条 (契約期間)
1. 本契約期間は契約開始から１年間とします。
2. 本契約期間満了の １ ヵ月前までに利用者、当ビルいずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合は、更に 1 年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。
3. 前項にもとづき契約が更新された場合、利用者または当ビルは、相手方に対して１ヵ月前までに書面で通知することにより更新された本契約の全部または一部を解約することができるものとします。
4. 利用者は前項の １ ヵ月前の予告に代えて次条に定める「beat サービス料金」の１ヵ月分に相当する額を当ビルに支払うことにより即時本契約を解約できます。

第６条 (料金)
第３条第１項，第２項および第３項に定める各サービスの対価(以下「beat オプション料金」という)は、別に提示する契約一覧のとおりとします。

第７条 (beat **オプション**料金等の計算)
1.「beat オプション料金」は、本契約開始日を含む月の1日からスタートします。
2. 契約開始または契約終了時において本サービスの利用期間が1ヵ月に満たない場合でも beat オプション料金」は、利用した日数に応じて日割計算します

第８条 (料金改定)
本契約締結後の著しい経済変動,当ビルの提携事業者の料金改定,その他本サービスの提供コストが大幅に上昇する事由が生じた場合、当ビルは、料金改定日の 2 ヵ月前までに書面で利用者に通知することにより、「beat サービス料金」を改定することができるものとします。ただし、料金改定が利用者に不利とならない場合、当ビルは、料金改定日の前日までに書面で利用者に通知することにより当該料金を改定することができるものとします。

第９条 (料金等の支払)
1. 利用者は、「beat オプション料金」ならびに消費税および地方消費税相当額(以下総称して「料金等」という)を当ビルからの請求書に記載の方法により、全額現金で当ビルに支払います。
2. 利用者が「料金等」の支払を遅延した場合、利用者は年利 14.5%の割合による遅延損害金を当ビルに支払うものとします。

第 10 条(機密保持)

1. 利用者は､本契約にもとづき当ビルから提供される一切の技術情報(beat-box を構成する技術内容を含む)が､当ビルおよび原供給者の機密情報であることを認め､事前に当ビルの書面による承諾を得ない限り､その全部または一部を本契約で定められた目的および態様以外の方法で使用､開示または複製しないものとします。
2. 当ビルは､beat-noc および beat-box に格納された利用者の情報を、事前の書面による承諾なく､本サービスの目的のために開示が必要とされる特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも開示または漏洩しないものとします。
3. 当ビルは､｢機密情報｣が開示された前項の特定の担当者および作業従事者が､守秘義務を履行するよう適切な措置をとるものとします。
4. 当ビルは､beat-noc および beat-box に格納された利用者の情報を、本サービスを提供する目的もしくは beat-noc および beat-box の故障または停止等の復旧目的以外には使用・複製しないものとします。
5. 前 4 項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する情報は前 4 項の守秘義務の範囲から除くものとします。
(1) 利用者が当ビルから提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
(2) 利用者の違反行為によらず､出版物その他によって公知となった情報
(3) 利用者が独自に開発したことを立証した情報

第 12 条(免責)

1. 当ビルは､本サービスおよび｢ソフトウェア」（本条において本サービス等という）が特定の使用目的のために適切かつ有用であること，本サービス等の実行が中断されないことおよびその実行に誤りがないこと本サービス等が当ビル所定の稼働環境以外の環境で動作すること，本サービス等に含まれている機能のすべてが利用者により選択されたコンピューター･プログラムの組合せで正しく実行されることを保証するものではありません。
2. 当ビルは、beat/basic サービスのウイルスチェック機能において､常に最新の定義を使用するものとします。ただし、当該定義が次の事項をチェックできることを保証するものではありません。
(1) 最新のウイルス
(2) https でダウンロードする全てのファイル
(3) http および ftp でダウンロードする一部のファイル
3. 不正アタック,ウィルス,通信上の不法行為等により利用者に損害が発生した場合でも当ビルはその責めを負わないものとします。
4. 前 3 項は､本サービス等の稼働不良およびセキュリティーに対する当ビルの責任のすべてを規定したものであり､法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

第 13 条 (利用者の責任)

1. 利用者は、当ビルが推奨する PC の動作環境ならびに当ビルが指定する内容でＰＣおよび beat-box を設定し、本サービスを利用するものとします。
2. 利用者は､beat-idc ,beat-box および beat-box とローカルエリアネットワークで接続された利用者の機器等に格納されているプログラムおよびデータの保護のため､適切な防御措置を利用者の費用と責任において常時実施するものとし、当ビルは当該プログラムおよびデータの保護について責任を負わないものとします。
3. 利用者は､｢ソフトウェア｣の使用にあたり表示される｢ソフトウェア｣の使用許諾条項または使用条件等を遵守するものとします。
4. 利用者は､｢ソフトウェア｣の全部または一部について、本契約の有効期間中はもちろん､終了後といえども次の行為を行わないものとします。
(1) 第三者への譲渡または担保権の設定
(2) 第三者に対する再使用権の設定
(3) 解析(逆アセンブル),翻案(逆コンパイル)その他のリバース･エンジニアリング
(4) 変更,切除その他の改変
(5) 第三者への｢ソフトウェア｣およびこれに関して知り得た技術情報(第 11 条に定める適用除外情報を除く)の開示
(6)｢ソフトウェア｣の全部または一部を構成部分として組込んだプログラムの作成または第三者への開示,販売,賃貸,使用許諾
6. 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
(1) 当ビルあるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
(2) 当ビルあるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
(3) 他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為
(4) 不正競争防止法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
(5) 当ビルあるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
(6) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為およびそれに類する行為
(7) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかし若しくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
(8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
(9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
(10) サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
(11) 第三者のサービスの利用に支障を与える方法あるいは態様においてサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
(12) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、サービスを利用して使用し、又は、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
(13) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
(14) 無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講あるいはそれに類似する行為
(15) その他、他人の法的利益を侵害し、又は、公序良俗に反する方法あるいは態様においてサービスを利用する行為
(16) 本項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する行為を含むものとします。

第 14 条（機能変更・停止）

1. 当ビルは、機能改良または不正アタック,ウィルスなど新たな攻撃手法の出現に対応する目的で、beat-box の仕様または本サービスの提供内容を利用者の承諾を得ず変更または停止することがあります。この場合、当ビルは利用者に、当該変更内容を通知するものとし、当該通知の内容は本約款に優先して適用されることに利用者は同意します。

第 15 条 (非常事態時の利用の制限)

当ビルは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、提供中止を含め本サービスを制限する措置を採ることがあります。

第 16 条 (提供中止)

1. 当ビルは、当ビルの設備の保守、工事、法定点検、または障害等やむをえないときには、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2 本サービスの全部または一部の提供を中止する場合、当ビルは利用者に対し、その旨を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第 17 条 (提供停止)

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
(1) 本契約上の債務の履行を怠ったとき
(2) 第 13 条（利用者の責任）の規定に違反したとき
(3) 本サービスの利用に関し、直接または間接に当ビルまたは第三者に対し重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
(4) 当ビル所定の beat/basic ユーザーズガイドの安全上の注意事項に違反し、本サービスを使用したとき
(5)「料金等」の支払いを怠ったとき
(6) その他、当ビルが本サービスの提供を不適当と判断するとき
2 利用者が前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、当ビルは事前の通知なく、全部もしくは一部の利用を停止し、あるいは停止のために、beat-box の撤収を含め必要な措置を取ることができるものとします。

第 18 条（利用者による発注取消）
利用者が当ビルに注文書を交付した後、当ビルの責に起因しない理由で当該発注を取り消した場合、利用者は発注取消しまでに当ビルが負担した費用を、当ビルに支払うものとします。

第 19 条（損害賠償）
1. 利用者が当ビルの責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、当ビルは、本約款に別段の定めある場合を除き、通常かつ直接の損害についてのみ、かつ損害発生の直接原因となった本サービスの月額「beat オプション料金」を限度として利用者の損害を賠償するものとします。

第 20 条(権利義務の譲渡禁止)
利用者が当ビルの事前の文書による承諾を得ないで本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡または賃貸したときには、本契約は終了するものとします。

第 21 条 （輸出規制）
利用者は、本サービスを利用するコンピューター・プログラム等(役務提供および関連技術情報を含む)が、外国為替および外国貿易法ならびに/またはアメリカ合衆国輸出管理規則の規制対象品となる場合、コンピューター・プログラム等を外国へ輸出するときは、日本国政府の輸出許可および/またはアメリカ合衆国政府の再輸出許可を得るものとします。

第 22 条 (期限の利益の喪失・解除)
1. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、利用者の債務の期限の利益は自動的に失われるものとし、この場合、利用者は当ビルにその時現在負担する債務を即時履行します。
(1) 本約款条項の１つにでも違反する事由が生じたとき
(2) 差押,仮差押,仮処分,競売,破産,民事再生,会社整理,特別清算,会社更生,特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
(3) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
2. 利用者が前項各号のいずれかに該当した場合、当ビルは何ら催告を要せず、ただちに本契約を解除できるものとします。

第 23 条（契約終了時の措置）
1. 本約款第 3 条第 1 項または第 2 項のサービスの提供が終了した場合、利用者はただちに残債務の全額を即時当ビルに支払うものとします。
2. 前項の場合、利用者は beat-box に格納された利用者の情報を、利用者の費用と責任で消去するものとし、当ビルは beat-noc および beat-idc に格納された利用者の情報を、当ビルの費用と責任で消去するものとします。
3. 本約款第 3 条第 8 項のリモートアクセスサービスが終了した場合、利用者は接続ツールをアンインストールし、かつ接続ツールのインストーラーを廃棄するものとします。

第 26 条（準拠法および管轄裁判所）
1. 本約款の解釈・適用・履行については、本約款に別の定めのない限り日本法を独占的に適用します。
2. 本約款から派生する一切の紛争は、東京地方裁判所の専属管轄とします。

第 27 条（協議事項）
本約款に定めのない事項または本約款の条項の解釈に疑義が生じたときは、信義にもとづき誠実にその都度利用者、当ビル協議の上決定するものとします。

以上